

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目 次

### 告 示

- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(二七八・税務課)
- 保安林の指定解除予定通知(二七九～二八二・森林整備課)
- 特定計量器定期検査の実施(二八三・計量検定所)
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定(二八四・税務課)
- 基本測量終了の通知(二八五・建設管理課)
- 都市計画の変更による送付図書の縦覧(二八六・都市計画課)
- 開発行為に関する工事の完了(二八七・由利建設事務所)
- 道路の供用開始(二八八・道路環境課)
- 道路区域の変更(二八九・道路環境課)
- 道路区域の決定(二九〇・道路環境課)

### 公 告

- 土地改良区の役員就任の届出(鹿角総合農林事務所)
- 県営土地改良事業工事の完了(鹿角総合農林事務所)
- 土地改良区の定款変更の認可(北秋田総合農林事務所)
- 土地改良区の役員退任及び就任の届出(仙北総合農林事務所)
- 土地改良区の定款変更の認可(平鹿総合農林事務所)
- 選挙管理委員会告示
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(三〇〇)
- 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(三一一)

## 告 示

秋田県告示第二百七十八号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、秋田県県税条例施行規則(昭和二十九年秋田県規則第十五号)第五十二条の二第四項の規定に基づき、告示する。

平成十四年四月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 氏名又は名称 有限会社木内石油 代表取締役 木 内 章 夫
- 二 主たる事務所又は事業所の所在地 由利郡象潟町字家ノ後三十六番地の一
- 三 指定取消年月日 平成十四年三月十五日

秋田県告示第二百七十九号

農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十四年四月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 解除予定保安林の所在場所 鹿角市八幡平字熊沢(国有林。次の図に示す部分に限る。)
  - 二 保安林として指定された理由 水源のかん養
  - 三 解除の理由 国立公園事業用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林整備課及び鹿角総合農林事務所並びに鹿角市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第二百八十号

農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十四年四月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 解除予定保安林の所在場所 鹿角郡小坂町小坂字錠二七・二八の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
  - 二 保安林として指定された理由 水源のかん養
  - 三 解除の理由 ダム事業用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林整備課及び鹿角総合農林事務所並びに鹿角郡小坂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第二百八十一号  
 農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。  
 平成十四年四月十九日

秋田県知事 寺田典城

一 解除予定保安林の所在場所  
 雄勝郡稲川町東福寺字桂沢一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された理由 土砂の崩壊の防備

三 解除の理由 農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林整備課及び雄勝総合農林事務所並びに雄勝郡稲川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第二百八十二号  
 農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。  
 平成十四年四月十九日

秋田県知事 寺田典城

一 解除予定保安林の所在場所  
 由利郡矢島町荒沢字上石滝三三の一・字野際五五の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された理由 土砂の流出の防備

三 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林整備課及び由利総合農林事務所並びに由利郡矢島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第二百八十三号  
 計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定に基づき、公示する。  
 平成十四年四月十九日

秋田県知事 寺田典城

一 検査を行う区域、対象となる特定計量器、期日、時間及び場所

検査地区	検査対象	検査期日	検査時間	検査場所
特定計量器				

千畑町	太田町	西仙北町	仙北町	六郷町	神岡町	南外村	協和町	河辺町	雄和町
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	非自動はかり及び分銅等
平成十四年五月二十八日	平成十四年五月二十八日	平成十四年五月二十四日	平成十四年五月二十四日	平成十四年五月二十三日	平成十四年五月二十三日	平成十四年五月二十二日	平成十四年五月二十二日	平成十四年五月二十一日	平成十四年五月二十一日
午後一時三十分から午後四時まで	午前十時三十分から正午まで	午後一時から午後三時まで	午前九時から午前十一時まで	午後一時から午後四時まで	午前九時から午前十一時三十分まで	午後二時から午後四時まで	午前十時三十分から正午まで	午後一時三十分から午後四時まで	午前十時から正午まで
千畑町臨時計量器検査所	太田町臨時計量器検査所	西仙北町臨時計量器検査所	仙北町臨時計量器検査所	六郷町臨時計量器検査所	神岡町臨時計量器検査所	南外村臨時計量器検査所	協和町臨時計量器検査所	河辺町臨時計量器検査所	雄和町臨時計量器検査所

田沢湖町	非自動はかり及び分銅等	平成十四年五月二十九日	午前九時から正午まで	田沢湖町臨時計量器検査所
角館町	"	平成十四年五月二十九日	午後一時三十分から午後四時三十分まで	角館町臨時計量器検査所
西木村	"	平成十四年五月三十日	午前九時から午前十一時三十分まで	西木村臨時計量器検査所
中仙町	"	平成十四年五月三十日	午後一時から午後四時まで	中仙町臨時計量器検査所
仙南村	"	平成十四年五月三十一日	午前九時から正午まで	仙南村臨時計量器検査所

- 二 特定計量器の所在の場所で行う検査の期日  
平成十四年五月二十一日から同月三十一日まで
- 三 特定計量器の所在の場所で検査を受けようとする者は、三日以上の受検希望期日を選定し、特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、申請する。

秋田県告示第二百八十四号  
 特定調達契約について次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十一号。以下「特例政令」という。）第十一条の規定により、公示する。

平成十四年四月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
秋田県税務総合システム用機器等賃貸借及び保守 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
総務部税務課 秋田市山王四丁目一番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日  
平成十四年三月二十九日

- 四 随意契約の相手方の名称及び住所  
エヌイーシーリース株式会社東北支店 宮城県仙台市青葉区中央四丁目六番一号
- 五 随意契約に係る契約金額  
四千五百五十九万九千四百円
- 六 随意契約の理由  
特例政令第十条第一項第二号に掲げる理由による。

秋田県告示第二百八十五号  
 平成十三年秋田県告示第三百十二号の基本測量について、平成十四年三月二十九日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定に基づき、公示する。  
 平成十四年四月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第二百八十六号  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、八郎潟町長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。  
 平成十四年四月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき図書  
八郎潟都市計画下水道（八郎潟町公共下水道）の変更の総括図、計画図及び計画書

二 縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第二百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十三年八月九日付け指令由建 千六百四十六で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
 平成十四年四月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
由利郡矢島町矢島町二十番地  
矢島町長 佐 藤 清 圓

二 開発区域に含まれる地域の名称  
 由利郡矢島町七日町字榎木田五十八番一、六十六番、六十七番、七十二番一、七十六番一、七十九番、八十三番、八十六番、八十七番及び九十番

秋田県告示第二百八十八号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十四年四月十九日

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区	間
	本荘西仙北角館	仙北郡西仙北町大沢郷寺字野田二二番地	

秋田県知事 寺田典城

県道線  
 先から北野目字走り二六番まで

二 供用開始の期日 平成十四年四月十九日  
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十四年四月十九日から同年五月二日まで

秋田県告示第二百八十九号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十四年四月十九日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧					
県道	秋田昭和線		秋田市外旭川字前谷地一〇番三から秋田市外旭川字前谷地四三番二まで			二四・〇〇〇～三〇・〇〇四	〇・〇八〇
			〃			二四・〇〇〇～二四・八〇〇	〇・〇八〇

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十四年四月十九日から同年五月二日まで

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定する。  
 平成十四年四月十九日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第二百九十号

一 道路の区域

道路の種類	路線名	区	間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
県道	秋田空港東線	河辺郡雄和町椿川字山籠四八番三地先から河辺郡雄和町平尾鳥字中山一九番一地先まで		一一・〇〇〇～一七六・〇〇〇	三・三九七

公 告

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十四年四月十九日から同年五月二日まで

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鹿角郡小坂町大谷土地改良区から次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。  
 平成十四年四月十九日

秋田県知事 寺田典城

就任理事の住所及び氏名  
 鹿角郡小坂町大地字上村百十三番地 沢田孝男

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第三項の規定に基づき、公告する。  
 平成十四年四月十九日

秋田県知事 寺田典城

一 県営土地改良事業（川上地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）  
 完了年月日 平成十三年十月十日

二 県営土地改良事業（松谷地区土地改良総合整備事業）  
 完了年月日 平成十四年三月十九日

三 県営土地改良事業（小坂地区農地開発事業）  
 完了年月日 平成十四年三月二十九日

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大館市下川沿土地改良区から申請があった定款変更について、平成十四年四月十二日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。  
 平成十四年四月十九日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年四月十九日

秋田県知事 寺田典城

一 仙北郡西木村土地改良区  
 (一) 退任理事の住所及び氏名

仙北郡西木村上荒井字上橋元五百十九番地

田沢湖町角館東前郷字前野六十七番地

西木村小淵野字小淵野百九十四番地

上荒井字古堀田百七十一番地

小淵野字前田野百六十八番地の一

西荒井字番屋百二十番地

上荒井字田屋百三番地

門屋字上門屋二十八番地の二

西明寺字荒町東百三十六番地

門屋字屋敷田二十六番地

西明寺字堂村百七十四番地

門屋字東田五十一番地

田沢湖町角館東前郷字赤平百九十一番地

西木村小淵野字後川四十七番地

字山崎百三十六番地

就任理事の住所及び氏名

仙北郡西木村上荒井字西野三十番地の一

門屋字屋敷田二十六番

字上門屋二十八番地の一

小淵野字山崎百三十六番地

字前田野百六十八番地の一

西荒井字番屋百二十番地

小淵野字小淵野百九十四番地

門屋字東田五十一番地

西明寺字荒町東百三十六番地

上荒井字古堀田百七十一番地

田沢湖町角館東前郷字前野六十七番地

字赤平百九十一番地

西木村上荒井字上橋元五百十九番地

西明寺字堂村百七十四番地

上荒井字田屋百三番地

退任監事の住所及び氏名

仙北郡西木村上荒井字寺村百十五番地

伊藤長三

藤川喜八郎

佐藤二郎

伊藤常孝

藤村常壽

芳賀昌平

高橋秋男

佐藤俊三

新山昌樹

佐藤清太郎

江橋清幸

武藤一

伊藤和彦

佐藤思公

鶴田恭悦

佐藤久一

佐藤清太郎

佐藤一平

藤村恭悦

藤村恭壽

芳賀昌平

佐藤二郎

武藤一

新山昌樹

伊藤常孝

藤川喜八郎

伊藤和彦

伊藤長三

江橋幸

高橋秋男

伊藤悦男

(四) 仙北郡西木村西明寺字堂村二百十七番地  
 新任 山 悦 男  
 就任監事の住所及び氏名  
 小淵野字西田百九十四番地 佐 藤 栄 一  
 仙北郡西木村西明寺字堂村二百十七番地 新 山 悦 男  
 小淵野字後川四十七番地 佐 藤 思 公  
 上荒井字古堀田百七十二番地 伊 藤 勝 實

二 仙北郡横堀土地改良区  
 (一) 退任監事の住所及び氏名

仙北郡仙北町堀見内字福嶋百一番地 大 川 丈 夫  
 字寺村百番地 竹 村 省 吾  
 板見内字荒卷十三番地 戸 澤 龍 悦  
 字北畑七十七番地 高 橋 一 志  
 横堀字福嶋二百三十七番地 齊 藤 秀 晴  
 板見内字弥兵工谷地百六十九番地 茂 木 保 治  
 堀見内字東谷地村二十二番地 後 藤 隆 喜  
 横堀字川戸賀百十四番地 小 松 名 兵 衛  
 字佐野十一番地 小 松 伸 一  
 字清水百三十七番地 齊 藤 房 親  
 福田字穴沢十番地 小 松 慧 治 郎  
 横堀字熊本五十四番地 佐 藤 忠 男  
 堀見内字下田茂木十六番地 小 林 吉 之 助

(二) 就任監事の住所及び氏名

仙北郡仙北町板見内字弥兵工谷地百六十九番地 茂 木 保 治  
 福田字穴沢十番地 小 松 慧 治 郎  
 堀見内字福嶋百二番地 大 川 丈 夫  
 板見内字北畑七十七番地 高 橋 一 志  
 横堀字福嶋二百三十七番地 齊 藤 秀 晴  
 字熊本五十四番地 佐 藤 忠 男  
 堀見内字寺村百番地 竹 村 省 吾  
 横堀字清水百三十七番地 齊 藤 房 親  
 堀見内字下田茂木十六番地 小 林 吉 之 助  
 横堀字万願寺十八番地 佐 々 木 勝 夫

(三) 退任監事の住所及び氏名

仙北郡仙北町堀見内字西福嶋百七十番地 加 藤 誠 悦  
 横堀字万願寺十八番地 佐 々 木 勝 夫

(四) 仙北郡仙北町福田字川原道下二十二番地 黒 澤 次 久  
 就任監事の住所及び氏名  
 仙北郡仙北町堀見内字東谷地村二十二番地 後 藤 隆 喜  
 横堀字佐野十一番地 小 松 伸 一  
 板見内字荒卷十三番地 戸 澤 龍 悦

三 仙北郡仙南村土地改良区

就任監事の住所及び氏名  
 仙北郡仙南村天神堂字小荒田二十二番地 鈴 木 秀 清

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、横手市土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十四年四月十一日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。  
 平成十四年四月十九日 秋田県知事 寺 田 典 城

選挙管理委員会告示

秋選管告示第三十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりである。  
 平成十四年四月十九日 秋田県選挙管理委員会委員長 加 藤 堯

秋選管告示第三十一号

五十分の一の数 一九、三八四  
 三分の一の数 三三三、〇五五

秋選管告示第三十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。  
 平成十四年四月十九日 秋田県選挙管理委員会委員長 加 藤 堯

選挙区別

秋田市 八三、九一七  
 能代市 一四、七九六

<p>— 上 ら四</p> <p>後ろか</p> <p>監査委員会公告</p> <p>監査委員公告</p>	ページ	<p>正</p> <p>誤</p> <p>正</p>	<p>雄勝郡</p> <p>平鹿郡</p> <p>仙北郡</p> <p>由利郡</p> <p>河辺郡</p> <p>南秋田郡</p> <p>山本郡</p> <p>北秋田郡</p> <p>鹿角市鹿角郡</p> <p>大曲市</p> <p>湯沢市</p> <p>男鹿市</p> <p>本荘市</p> <p>大館市</p> <p>横手市</p>
	段		<p>—</p> <p>一</p> <p>二</p> <p>三</p> <p>四</p> <p>五</p> <p>六</p> <p>七</p> <p>八</p> <p>九</p> <p>一〇</p> <p>一一</p> <p>一二</p> <p>一三</p> <p>一四</p> <p>一五</p> <p>一六</p> <p>一七</p> <p>一八</p> <p>一九</p> <p>二〇</p> <p>二一</p> <p>二二</p> <p>二三</p> <p>二四</p> <p>二五</p> <p>二六</p> <p>二七</p> <p>二八</p> <p>二九</p> <p>三〇</p> <p>三一</p> <p>三二</p> <p>三三</p> <p>三四</p> <p>三五</p> <p>三六</p> <p>三七</p> <p>三八</p> <p>三九</p> <p>四〇</p> <p>四一</p> <p>四二</p> <p>四三</p> <p>四四</p> <p>四五</p> <p>四六</p> <p>四七</p> <p>四八</p> <p>四九</p> <p>五〇</p> <p>五一</p> <p>五二</p> <p>五三</p> <p>五四</p> <p>五五</p> <p>五六</p> <p>五七</p> <p>五八</p> <p>五九</p> <p>六〇</p> <p>六一</p> <p>六二</p> <p>六三</p> <p>六四</p> <p>六五</p> <p>六六</p> <p>六七</p> <p>六八</p> <p>六九</p> <p>七〇</p> <p>七一</p> <p>七二</p> <p>七三</p> <p>七四</p> <p>七五</p> <p>七六</p> <p>七七</p> <p>七八</p> <p>七九</p> <p>八〇</p> <p>八一</p> <p>八二</p> <p>八三</p> <p>八四</p> <p>八五</p> <p>八六</p> <p>八七</p> <p>八八</p> <p>八九</p> <p>九〇</p> <p>九一</p> <p>九二</p> <p>九三</p> <p>九四</p> <p>九五</p> <p>九六</p> <p>九七</p> <p>九八</p> <p>九九</p> <p>一〇〇</p>

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話 (0862) 8766 F A X (0863) 0005  
 E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原繁雄